

議案第 9 4 号

瑞穂町産業会館の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 1 2 月 1 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

瑞穂町産業会館の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

瑞穂町産業会館の指定管理者の指定について

瑞穂町産業会館の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称
瑞穂町産業会館
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
瑞穂町商工会
会長 荻野 昭夫
東京都西多摩郡瑞穂町大字石畑 1 9 7 3 番地 2

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

(資 料)

指定管理者候補者の評価

施設の名称 瑞穂町産業会館

1 瑞穂町指定管理者選定委員会の開催

①日 時 平成27年11月2日(月) 午後4時10分から

②会 場 全員協議会室

2 評価結果(1人持ち点100点の7人採点)

評定項目	瑞穂町商工会
①運営方針	52/70
②施設管理	72/105
③事業計画	41/70
④利用者サービス	44/70
⑤収支計画	60/105
⑥団体の概要	50/70
⑦安全対策	50/70
⑧個人情報保護措置	50/70
⑨類似施設等の管理運営実績	27/35
⑩その他特記事項	25/35
評点合計	471/700

3 非公募とした理由

商工業の総合的な改善発達を図るための組織は、商工会法(昭和35年法律第89号)に定められた瑞穂町商工会のみである。

この法人の目的は、産業活動の向上を図るという産業会館の設置目的に合致し、施設の設置効果を発揮できるものである。